大阪府地下水質保全対策要領の運用

大阪府地下水質保全対策要領（以下「要領」という。）に基づき、関係機関が協力して、府域の地下水汚染状況を把握し、また、汚染が発見された場合における調査、対策、指導を円滑に実施するために必要な事項を次のとおり定めることとする。なお、ここで使用する用語は、要領の例による。

１ 測定計画案について

測定計画案の作成に当たっては、あらかじめ、連絡会議等において関係機関と協議するものとする。

２ 測定計画に基づく水質検査（周辺地区調査を除く。）について

(1) 測定地点の選定

測定地点の選定は、測定機関となる府又は国土交通省近畿地方整備局は、関係市町村の環境担当課及び府保健所（以下「保健所」という。）又は市水道行政担当課若しくは市飲用井戸等指導担当課(以下「市水道行政担当課等」という。)と、また、測定機関となる政令市環境担当課は、水道行政担当課と協議の上、行うものとする。

(2) 水質検査の実施

府が測定機関となる調査対象井戸等に係る試料の採取及び測定は、環境管理室が行う。ただし、継続監視調査の終了調査における採取及び測定については、３ (8)調査の役割分担に準じるものとする。

　(3) 継続監視調査の終了について

　　　継続監視調査については、原則として直近２年間の調査結果が環境基準に適合していた場合、翌年度に周辺地区調査及び継続監視調査を行い、そのすべての調査結果が環境基準に適合していることを確認して終了するものとする。

３ 対策会議について

(1) 対策会議の設置

ア 　別表１に掲げる物質が発動基準を超えて検出された場合には、原則として、対策会議を設置するものとする（(ｱ)から(ｳ)に係る場合を除く。）。

(ｱ) 汚染地区に住居等がない場合

(ｲ) 地下水質が地下水環境基準又は水道水質基準に適合している場合であって、汚染原因  
が明らかであり、かつ周辺へ汚染の拡がりがないことを確認している場合

(ｳ) 対策会議の構成員が設置の必要なしと判断した場合

イ　周辺の利水状況等を総合的に勘案して、対策会議の設置の必要性が高いと判断した場合は、発動基準を超えた値が検出されなくても対策会議を設置するものとする。

ウ　発動基準を超えて検出されたにもかかわらず対策会議を設置しない場合は、対策会議の主催機関に該当する機関は、超過事案の概要及び対策会議を設置しない理由について、対策会議の構成員に情報提供する。情報提供により、構成員より対策会議の設置を要望された場合は、主催機関は対策会議を設置するものとする。

(2) 対策会議を設置した場合は、必要に応じて周辺地区調査を実施するものとする。

(3) 発動基準超過時等の連絡体制

発動基準超過時等における関係機関相互の連絡は、原則として、別図１に従い行うものとする。

(4) 汚染地区対策会議の進め方

当該汚染地区に係る対策会議は、原則として、別図２に従い進めるものとする。

(5) 周辺地区調査の内容及び実施方法等

　　　周辺地区調査の内容や実施方法等については、当該汚染地区に係る対策会議において協議するが、以下に掲げる調査は原則として行うものとする。

ア 井戸利用状況調査

イ 井戸水の水質調査

ウ 工場・事業場調査（汚染物質の使用状況等）

　(6) 周辺地区調査の調査対象物質

　　　周辺地区調査の調査対象物質は、発動基準を超えた値が検出された物質とする。ただし、下表の左欄の物質が検出された場合、右欄の物質についても併せて調査するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,2- ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ |
| ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1－ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,2- ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ |
| 1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ |
| 1,2- ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ |
| 1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ | 1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ |
| 1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ | 1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,2- ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ、ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ |
| 1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ | 1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ |
| ｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ | ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、  1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ、1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ |
| 四塩化炭素 | ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ |

　(7) 周辺地区調査の調査範囲

　　　周辺地区調査は、原則として発動基準を超えた値を検出した井戸を中心とする半径500ｍの範囲において実施するものとする。ただし、汚染源を特定している場合や、周辺の井戸所在状況等から特に調査範囲の設定が必要であると対策会議において判断した場合等には、下表の一般値を参考に調査範囲を決定するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 物質 | 地下水汚染が到達しうる距離の一般値（m） |
| 揮発性有機化合物 | 概ね 1,000 |
| 六価クロム | 概ね　 500 |
| 砒素、ふっ素及びほう素 | 概ね　 250 |
| カドミウム、シアン、鉛、総水銀、アルキル水銀、  PCB、農薬等及びセレン | 概ね　　80 |

　(8)調査の役割分担

(5)に掲げる調査のうち、原則として、工場・事業場に係るものについては環境担当課（府所管の区域にあっては、環境管理室）が、家庭用井戸及び工場・事業場における飲用井戸等に係るものについては保健所又は市水道行政担当課等が実施するものとする。また、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に関する農業・畜産関係の発生源に係るものについては農と緑の総合事務所が実施するものとする。

なお、水質調査における試料の測定に際し、当該汚染物質に係る別表１に掲げる定量下限値が地下水の環境基準項目と水道水の水質基準項目で異なる場合については、それぞれの定量下限値まで定量することとする。

　(9) 結果のまとめ

　　　調査結果のまとめに当たっては、原則として、以下に掲げる事項について記述するものとする。（様式例参照）

ア 調査機関（実施機関、協力機関）

イ 調査期間

ウ 調査区域

エ 調査結果

(ｱ) 井戸利用状況

(ｲ）水質調査結果

(ｳ) 汚染範囲

(ｴ) 工場・事業場調査結果

オ 井戸利用者対策

カ 工場・事業場対策

なお、周辺地区調査報告書における定量下限値は、原則として地下水の環境基準項目に係る定量下限値に合わせて調査結果をまとめることとするが、一方の定量下限値以上で検出され、もう一方の定量下限値以上で検出されない場合については、対策会議で検討し協議することとする。

４　地下水汚染が確認された場合における飲用指導等について

ア　対策会議の構成員は、汚染地区の井戸等による地下水利用に係る情報を速やかに収集・整理し、対策会議に提出するものとする。

イ　市町村（政令市を含む。）の環境担当課及び保健所又は市水道行政担当課等は、対策会議の構成員から提出された情報を基に、汚染地区の飲用井戸等の所有者に対し、汚染の状況について速やかに周知し、飲用指導を行うものとする。

５ この要領の運用は、平成２２年１２月１５日から施行する。

　　　附則

　　この要領の運用は、平成２４年　５月２４日から施行する。

　　　附則

　　この要領の運用は、平成２５年　４月　１日から施行する。

　　　附則

　　この要領の運用は、平成２６年　６月１２日から施行する。

　　　附則

　　この要領の運用は、平成２６年１１月１７日から施行する。

附則

　　この要領の運用は、平成２７年　８月　７日から施行する。

附則

　　この要領の運用は、平成２９年　４月　１日から施行する。

附則

この要領の運用は、平成３０年　４月　１日から施行する。

附則

この要領の運用は、令和　３年　４月　１日から施行する。

附則

この要領の運用は、令和　４年　４月　１日から施行する。

別表１ 汚染井戸周辺地区調査に係る発動基準、及び地下水質の測定方法等

１ 発動基準　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：mg／Ｌ）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 発動基準値\*1 | 地下水の環境基準項目 | | 水道水の水質基準項目 | |
| 項目名 | 定量下限値\*4 | 環境基準値 | 定量下限値\*4 | 水質基準値 |
| カドミウム | 0.0015 | 0.0003 | 0.003以下 | 0.0003 | 0.003以下 |
| 全シアン | 検出 | 0.1 | 検出されないこと | －－－ | －－－ |
| シアン\*2 | 0.005 | －－－ | －－－ | 0.001 | 0.01以下 |
| 鉛 | 0.005 | 0.005 | 0.01以下 | 0.001 | 0.01以下 |
| 六価クロム | 0.01 | 0.01 | 0.02以下 | 0.002 | 0.02以下 |
| 砒素 | 0.005 | 0.005 | 0.01以下 | 0.001 | 0.01以下 |
| 総水銀 | 0.0005 \*3 | 0.0005 | 0.0005以下 | 0.00005 | 0.0005以下 |
| アルキル水銀 | 検出 | 0.0005 | 検出されないこと | －－－ | －－－ |
| ＰＣＢ | 検出 | 0.0005 | 検出されないこと | －－－ | －－－ |
| ジクロロメタン | 0.004 | 0.002 | 0.02以下 | 0.002 | 0.02以下 |
| 四塩化炭素 | 0.0004 | 0.0002 | 0.002以下 | 0.0002 | 0.002以下 |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 0.0004 | 0.0002 | 0.002以下 | －－－ | －－－ |
| 1,2-ジクロロエタン | 0.0008 | 0.0004 | 0.004以下 | －－－ | －－－ |
| 1,1-ジクロロエチレン | 0.02 | 0.002 | 0.1以下 | －－－ | －－－ |
| 1,2- ジクロロエチレン  （シス-1,2- ジクロロエチレン及び  トランス-1,2- ジクロロエチレン） | 0.008 | 0.004 | 0.04以下 | 0.004 | 0.04以下 |
| 1,1,1-トリクロロエタン  5 | 0.2 | 0.0005 | 1以下 | －－－ | －－－ |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 0.0012 | 0.0006 | 0.006以下 | －－－ | －－－ |
| トリクロロエチレン | 0.002 | 0.001 | 0.01以下 | 0.001 | 0.01以下 |
| テトラクロロエチレン | 0.002 | 0.0005 | 0.01以下 | 0.001 | 0.01以下 |
| 1,3-ジクロロプロペン | 0.0004 | 0.0002 | 0.002以下 | －－－ | －－－ |
| チウラム | 0.0012 | 0.0006 | 0.006以下 | －－－ | －－－ |
| シマジン | 0.0006 | 0.0003 | 0.003以下 | －－－ | －－－ |
| チオベンカルブ | 0.004 | 0.002 | 0.02以下 | －－－ | －－－ |
| ベンゼン | 0.002 | 0.001 | 0.01以下 | 0.001 | 0.01以下 |
| セレン | 0.005 | 0.002 | 0.01以下 | 0.001 | 0.01以下 |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 | 10 | 0.08 | 10以下 | 1 | 10以下 |
| ふっ素 | 0.4 | 0.08 | 0.8以下 | 0.08 | 0.8以下 |
| ほう素 | 0.5 | 0.02 | 1以下 | 0.1 | 1以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.01 | 0.005 | 0.05以下 | 0.005 | 0.05以下 |

\*1 ：府域における地下水濃度の情報を蓄積し、把握した情報を元に適宜、発動基準の見直しについて検討する。

3

\*2 ：シアンとは、シアン化物イオン及び塩化シアンのことをいう。

\*3 ：厚生労働省告示261号に定める方法で測定した場合は、0.00025とする。

\*4 ：本運用において定める数値

２ 測定方法

・地下水の環境基準項目に係るものにあっては、平成９年３月１３日付け環境庁告示第１０号の別表の測定方法の欄に掲げる方法

・水道水の水質基準項目に係るものにあっては、平成１５年７月２２日付け厚生労働省告示第２６１号に定める方法

別図１　発動基準超過時等の連絡体制注

（1）事業者等による地下水調査で発動基準超過が確認された場合

農政室

農と緑の

総合事務所

水質汚濁防止法

常時監視所管

行政機関

（府事業所指導課化学  
物質対策グループ／

水濁法政令市）

周辺地域

関係市町村

環境担当課

水質汚濁防止法

事業所規制所管

行政機関

（府事業所指導課／水濁法政令市／水濁法権限移譲市町村）

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所

循環型社会

推進室

※

※必要に応じて連絡又は対策会議出席依頼

水道行政担当部局

(府環境衛生課・保健所（町村域）

/ 市水道行政担当課等（市域）)

(2)　地下水質常時監視で発動基準超過が確認された場合

農政室

農と緑の

総合事務所

周辺地域

関係市町村

環境担当課

水質汚濁防止法

事業所規制所管

行政機関

（府事業所指導課／水濁法政令市／水濁法権限移譲市町村）

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所

循環型社会

推進室

※1

※1必要に応じて連絡又は対策会議出席依頼

常時監視

実施機関

・近畿地方整備局（河川事務所）※2

・府環境保全課環境監視グループ

・水濁法政令市担当課

水質汚濁防止法

常時監視所管

行政機関

（府事業所指導課化学物質対策グループ／

水濁法政令市）

水道行政担当部局

(府環境衛生課・保健所（町村域）

/ 市水道行政担当課等（市域）)

※2近畿地方整備局による常時監視調査において基準超過があった場合は、府環境保全課環境監視グループに連絡があり、同グループが水質汚濁防止法常時監視所管行政機関に連絡する。

（3）飲用井戸等又は水道法等適用井戸等で発動基準超過が確認された場合

農政室

農と緑の

総合事務所

周辺地域

関係市町村

環境担当課

水質汚濁防止法

事業所規制所管

行政機関

（府事業所指導課／水濁法政令市／水濁法権限移譲市町村）

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所

循環型社会

推進室

※

※必要に応じて連絡又は対策会議出席依頼

飲用井戸等又は

水道法等適用井戸等

水質検査実施機関

・保健所

・市水道行政担当課等

・町村水道行政担当課　等

水道行政担当部局

(府環境衛生課・保健所（町村域）

／市水道行政担当課等（市域）)

水質汚濁防止法

常時監視所管

行政機関

（府事業所指導課化学  
物質対策グループ・  
府環境保全課環境監視グループ／

水濁法政令市）

（注）①　　　　　 は、事案を把握し、連絡の端緒となる機関

②　　　　　 は、対策会議の主催機関（(3)の町村域は府環境衛生課が主催機関）

別図２　汚染地区対策会議の進め方

※1　必要に応じ、学識経験者等を含めた対策会議を開催し、汚染原因の究明及び汚染回復措置等について検討を行う。

※2　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、農業関係等が発生源であると想定される場合に限る。

大阪府環境衛生課

大阪府保健所

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所

市町村環境担当課

大阪府農政室

大阪府農と緑の総合事務所

市町村農林業担当課

①調査の進め方について協議

* 調査地域の範囲
* 調査井戸数及び地点
* 調査項目
* 採水日程

等

②調査結果及び対策について協議

* 対策の実施方法
* 調査の継続又は終了

等

周辺事業場立入調査等

事業場井戸調査

家庭用井戸調査及び

試験検査

飲用等の指導

③調査の終了・調査のまとめ作成

試験検査及び技術指導

大阪府環境管理室の実施

する指導等への参画

周辺農場関係等の調査

調査等への参画

事業場指導等

必要に応じて継続監視

飲用等の指導

井戸使用について啓発

大阪府環境管理室の実施

する指導等への参画

農場等指導

指導等への参画

※2

※2

※2

事後対策 ※1

大阪府環境管理室

（政令市環境担当課）

関係機関

市水道行政担当課等

調査の継続

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （様式例）  ○○汚染井戸周辺地区調査の結果について   |  | | --- | | 発見された汚染の概要、その他 |   １　調査機関  　○　実施機関  　○　協力機関  ２　調査期間  　　　　　年　月　日　～　　　　年　月　日  ３　調査区域  ４　調査結果  （１）井戸利用状況 | （２）水質調査結果  表　地下水質調査結果の概要   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  |  | 調　査  井戸数 | 検　出  井戸数 | 超　過  井戸数 | 検出範囲 | |  | 家庭用井戸 | （　） | （　） | （　） |  | | 事業所井戸 | （　） | （　） | （　） |  | |  | 家庭用井戸 | （　） | （　） | （　） |  | | 事業所井戸 | （　） | （　） | （　） |  | |  | 家庭用井戸 | （　） | （　） | （　） |  | | 事業所井戸 | （　） | （　） | （　） |  |   （注）＊（　　）：飲用井戸数  　　　＊検出井戸とは定量下限値以上の濃度で検出された井戸をいう。  　　　＊超過井戸とは、環境基準又は水道水の水質基準を超える濃度で検出された井戸をいう。  （３）汚染範囲  （４）工場・事業場調査結果  ５　井戸利用者対策  ６　工場・事業場対策 |